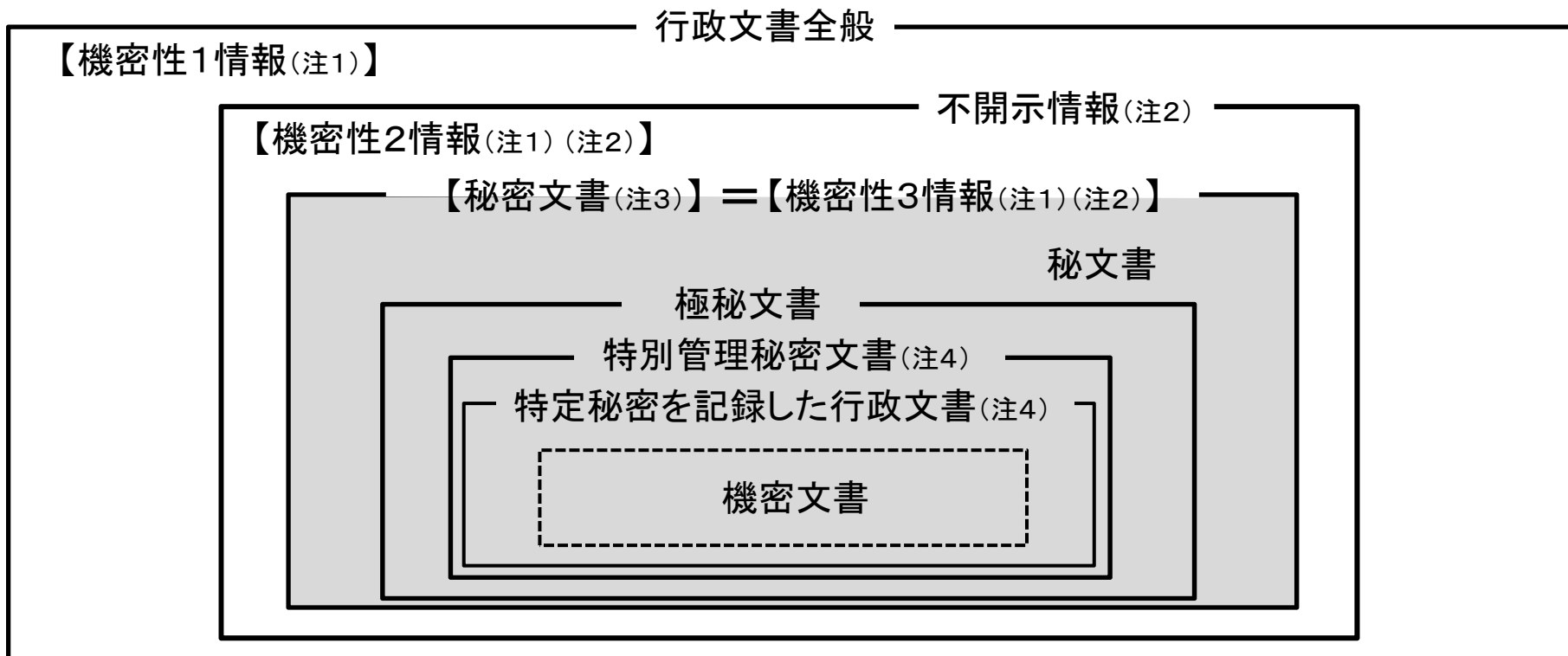


秘密情報等を記録する行政文書の相互関係

資料1



(注1)機密性について定める「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」<NISC>の対象となる紙文書は、情報システムに関係があるもの(情報システムから印字した書面等)に限られており、例えば、手書き文書だけに記載された情報は対象外。

(注2)「不開示情報」<総務省>の該当性は、情報公開法に基づく開示請求があった都度、個別に判断されるものであり、作成・取得時に「機密性2情報」又は「機密性3情報」と格付けされても、開示請求を受けた時の個別判断において、「不開示情報」非該当となることはあり得る。なお、「行政文書の管理に関するガイドライン」<内閣府>で用いられている「機密性の高い行政文書」の概念については、明確な定義がなく、「不開示情報」等の概念との関係は定かでない。

(注3)「秘密文書等の取扱いについて」<内閣総務官室>では、電子文書の管理方法については定められていない。

(注4)「特別管理秘密文書」及び「特定秘密を記録した行政文書」<内閣情報調査室>と「秘密文書等の取扱いについて」における秘密文書との概念上の関係は必ずしも明確でなく、「特別管理秘密文書」が秘密文書として指定されている場合には、基本的には「極秘」とされているが、「機密」や「秘」とされているものもある。

(注5)「保有個人情報」については、別途、総務省行政管理局長通知において、秘匿性等その内容に応じたアクセス制限など適切な管理のための措置に関する指針が示されている。

(注6)一部の府省庁における運用は、本図と異なるものもある。